

消火器に関する指導基準

鳥取県東部広域行政管理組合消防局

施行 平成31年2月1日

改正 令和3年9月1日

改正 令和5年9月12日

第1 消火器具の種類と適応性について

- 1 消火器は、「消火器の技術上の規格を定める省令」(昭和39年自治省令第27号。以下「規格省令」という。)に適合したものであること。
- 2 前項の消火器に充填される消火器用消火薬剤は、「消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令」(昭和39年自治省令第28号)に適合したものであること。
- 3 簡易消火用具は、消防法施行令(以下「令」という。)第7条第2項第1号に掲げるものとする。
- 4 消火器具の適応性は、令第10条第2項第1号(別表第二)によること。

第2 設置場所等について

- 1 消火器の設置場所は、令第10条第1項及び第2項並びに消防法施行規則(以下「規則」という。)第6条第6項及び第9条第1号から第3号の規定によるほか、次によること。
 - (1) 令第10条第2項第2号に規定する「通行又は避難に支障がなく」とは、通常の通行の際、又は避難時等の障害にならないよう、人の目に触れやすい通路の端又は壁面に設置すること。
 - (2) 令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」とは、消火器全体が床面からの高さを1.5m以下とし、人の目に触れやすい廊下、通路又は室の出入口付近に設置すること。
- 2 規則第6条第6項に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は含まないものであること。
- 3 規則第6条第6項に規定する「歩行距離が20m以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。机、什器その他歩行に障害となる物件(床に固定されたもの、又は容易に移動することができないものに限る。)がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の導線により測定すること。

なお、導線は歩行経路等の中心線で求める必要はないこと。
- 4 規則第9条第2号に規定する「消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」とは、次に掲げる場所をいう。
 - (1) 本体容器及びバルブ、キャップその他の部品が腐食するおそれのない場所。
 - (2) 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所。
- 5 屋外に面する部分等に設置する場合は、格納箱に収納する等、保護のため有効な措置を講じること。

6 開口部を有しない壁で区画されている場合は、当該区画された部分ごとに消火器を設置すること。

(図1)

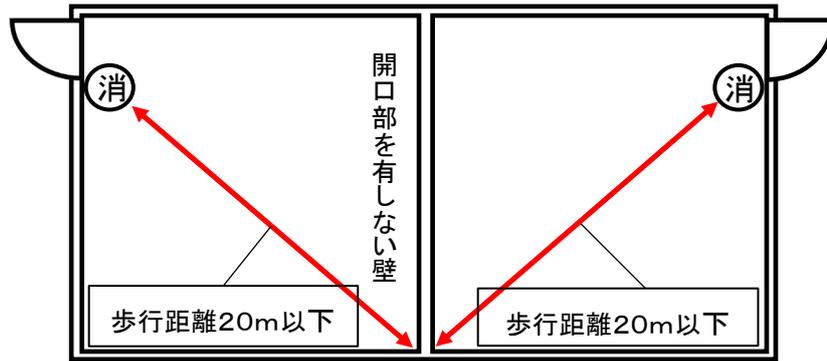


図1

第3 能力単位

1 能力単位の数値は、規則第6条第1項から第3項及び第5項並びに規格省令の規定によること。

2 能力単位の算定については、昭和45年11月21日消防予第227号（規則第6条第6項の規定の解釈または運用について）により、防火対象物の延べ面積で所要単位数を算定すること。

なお、複数テナントが入居する防火対象物においては、原則として共有部分に消火器の設置を指導（各テナントの営業時間が同一のものを除く。）するものとする。ただし、共有部分に設置することが困難な場合は、各テナントの床面積により算定することができるものとする。

3 規則第6条第1項から第3項までに規定する消火器を設置する場合には、下表に掲げる対象物の区分に従い、能力単位の数値を用いて算定すること。

	対象物の区分	消火器の能力単位の数値
1	令第10条第1項第1号から第3号、第5号に掲げる防火対象物	A火災に対応する能力単位の数値
2	少量危険物のうち、消防法（以下「法」という。）別表第一に掲げる第4類の危険物又は指定可燃物のうち、危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）別表第四に掲げる可燃性固体類若しくは可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う場所	B火災に対応する能力単位の数値
3	2以外の少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所	A火災に対応する能力単位の数値

4 能力単位の数値の算定については、1未満の端数は切り上げるものとする。

第4 付加設置

令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に、規則第6条第3項から第5項に規定する消火器の設置は、次によること。

1 共通事項

(1) 強化液型消火器を設置する場合は、最大A-2単位までとする。

(2) 付加設置する部分には、当該部分にその消火に適応するものとされる消火器を設置すること。

(3) 政令第10条第1項の規定に基づき設置される消火器が、付加設置を要する部分に必要な適応性を有し、かつ、能力単位の数値及び消火器に至る歩行距離を満足する場合にあっては、防火対象物

用と付加設置用（電気設備用を除く）を兼用することができる。（図1-2）

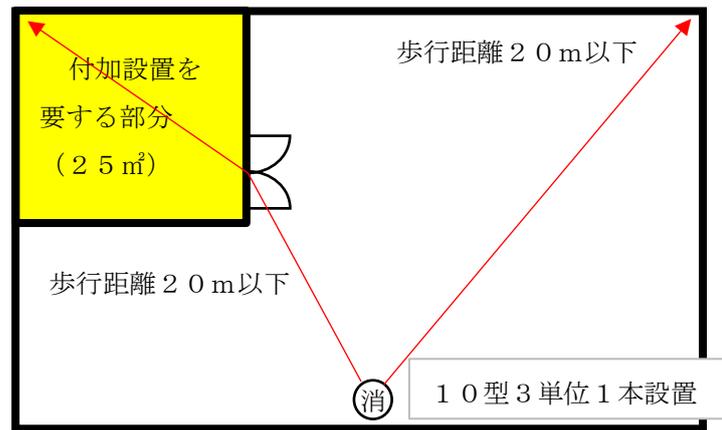


図1-2

(例) 防火対象物 (6項口・200 m ²)	$200 \div 100 = 2$ 単位必要
付加設置を要する部分 (25 m ²)	$25 \div 25 = 1$ 単位必要

(4) 建物用と電気設備用の消火器を区別するための表示（シール貼り付け等）をすること。

2 少量危険物及び指定可燃物

屋外の少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分には消火器の設置を指導するものとする。（建築物その他の工作物のない屋外で野積みされたものを除く。）

3 電気設備

(1) 規則第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」（以下「電気設備」という。）とは、次に掲げるものとする。

ア 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

イ 内燃機関を原動力とする発電設備（固定されたものに限る。）

ウ 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。）

エ 燃料電池発電設備（鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。）

(2) 屋内に設置する電気設備

ア 設置する消火器具は規則第6条第4項の規定のとおり、電気設備がある場所の床面積100 m²以下ごとに1個設けること。

イ 床面積の算定は、原則として区画された電気設備の専用室の床面積とする。

ウ 専用室を設けない場合又は専用室により算定された面積と実際の電気設備が据え付けられた面積に著しい差異がある場合は、当該電気設備の据え付けられた部分の周囲に水平距離5mの線で囲まれた部分の床面積とし、同一室内に電気設備が2箇所以上設置されている場合はその合計面積とする。ただし、近接して設置され、水平距離5mの線で囲まれた部分が重複する場合は、当該重複した部分の面積は加算しないものとする。（図2）

参考通知 昭和51年7月20日付け消防予第37号

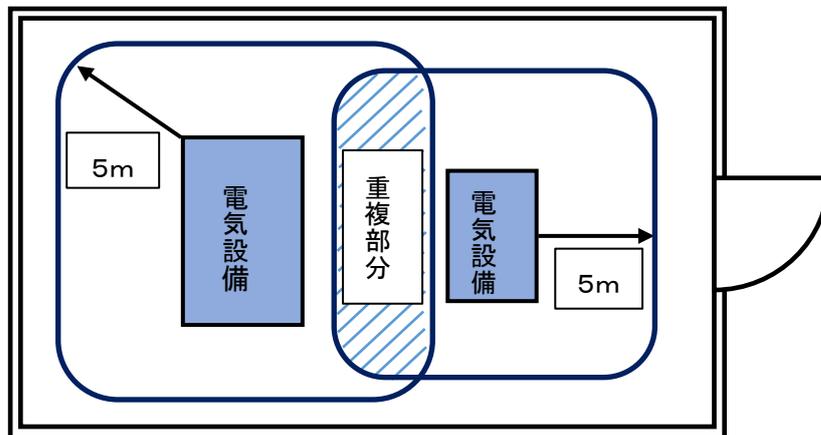


図 2

(3) 屋外に設置する電気設備

屋外（建築物等の屋上を含む。）に設置される電気設備（キュービクル式のもの及び蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のもの）であって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものに限る）には消火器の設置は指導しないものとする。

4 火気を使用する場所

規則第6条第5項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」（以下「火気使用場所等」という。）の消火器の設置基準は次のとおりとする。

なお、規則第6条第5項の規定により設ける消火器は、A火災に対応する能力単位の数値とし、粉末消火器又は強化液型消火器を指導するものとする。

(1) 対象となる火気使用場所等

- ア 熱風炉
- イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- ウ 据付面積2㎡以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- エ 厨房設備（個人の住居に設けるものを除く。なお、電磁誘導加熱式調理器（IHクッキングヒーター等）も含むものとする。）
- オ 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- カ ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- キ 乾燥設備（入力17キロワット未満のもの、乾燥物収容室の据え付け面積が1㎡未満のもの、乾燥物収容室の内容積が1㎡未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）
- ク サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- ケ 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房設備
- コ 火花を生ずる設備
- サ 放電加工機

(2) その他多量の火気を使用する場所

その他多量の火気を使用する場所とは、社員食堂の厨房、学校の家庭科実習教室の厨房機器を設置した場所等も対象とする。

(3) 火気使用場所等の床面積の算定

ア 火気使用場所等の専用室を設ける場合は、当該室の床面積とする。

イ 専用室を設けない場合又は専用室により算定された面積と実際の火気設備が据え付けられた面積に著しい差異がある場合は、第4付加設置 3 電気設備 (2) ウを準用する。

第5 消防活動阻害物質

法第9条の3第1項に規定する火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で、危政令第1条の10に規定する物質を貯蔵し、又は取り扱う場所については、屋内、屋外を問わず消火器の設置を指導しないものとする (液化石油ガス工事届該当設備を除く)。

第6 代替により設置する消火器について

令第7条第1項に規定する消火設備 (第2項第1号を除く。) が一時的に使用できない場合等の代替として設置する消火器は、当該消火設備の警戒する部分に既設の消火器を含め歩行距離10m以下となるよう適正に配置 (増設) すること。

第7 標識

規則第9条第4号に規定する標識は、原則標識・掲示板及び表示板等の表示基準 (昭和53年5月1日鳥取県東部広域行政管理組合消防局告示第3号) 1 2 2 消火器の規定によるものとする。(図3-2~図3-3)

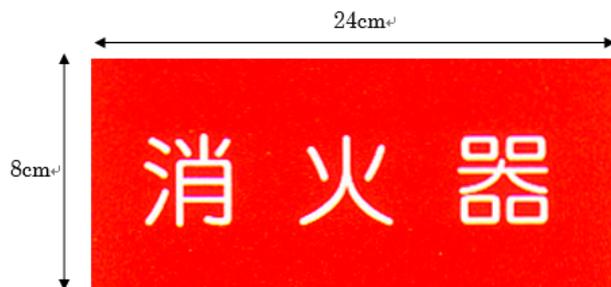


図3-1

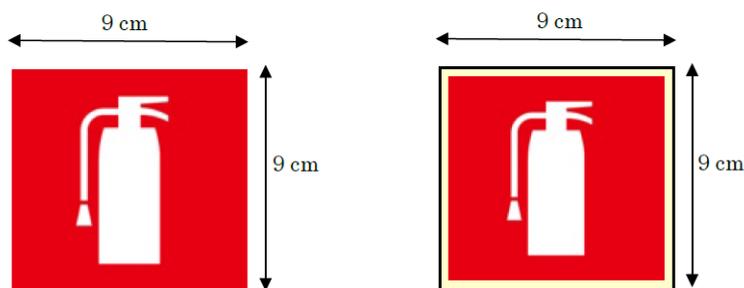


図3-2

(蓄光式)
図3-3

第8 特例適用の運用基準

令第32条の規定を適用する場合等の特例基準は次によること。

- 1 精神科病院、認知症高齢者グループホームその他これらに類する施設で、消火器を各階の職員の常駐する室等で一括管理しないと適正な管理が行えないと認められる場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、令第32条を適用し、適正に管理できる場所に設置することで規則第6条第6項に規定する歩行距離の規定を適用除外することができるものとする。

- 2 共同住宅等で消火器を階ごとに設けることが困難と認められる場合は、その能力単位の数値を満足し、かつ、当該階の各部分から上階又は下階の消火器に至る歩行距離が20m以下となる場合に限り、令第32条を適用し、当該階に設置しないことができるものとする。(図4)

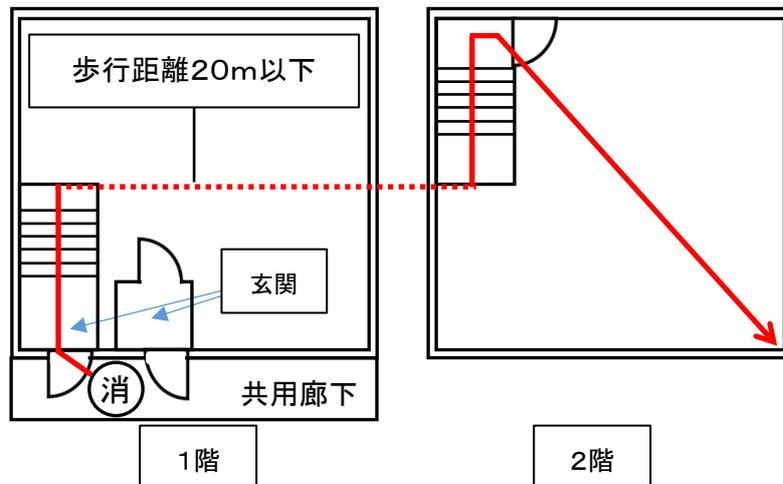


図4

- 3 消火器の設置場所について、管理上その他やむを得ないと認められる場合は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、パイプシャフト内等に設置することができるものとする。
- (1) パイプシャフト等の扉の前面等に規則第9条第4号に規定する標識を設けること。
 - (2) パイプシャフト等は、消火器を容易に取り出すことができる空間を有していること。
 - (3) パイプシャフト等の扉は、常時開放可能な状態に管理すること。
- 4 体育館、プール、展示場その他大空間を有するもので、当該施設の形態上消火器を歩行距離20m以下で設置することが困難と認められる場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、令第32条を適用し、有効に使用することができる場所に設置できるものとする。